

令和5年度久留米市価格高騰重点支援給付金コールセンター等業務委託に関する 条件付一般競争入札実施要領

1 概要

この要領は、久留米市が実施する令和5年度久留米市価格高騰重点支援給付金コールセンター等業務委託に関する入札実施について、必要な事項を定める。

なお、本事業の予算の議決が不承認となった場合、入札は無効とする。

2 募集内容

令和5年度久留米市価格高騰重点支援給付金コールセンター等業務を行う事業者の公募を行い、入札により事業者を選定するもの。

3 契約期間

契約締結日から令和5年11月30日まで

4 事業内容

「令和5年度久留米市価格高騰重点支援給付金コールセンター等業務委託仕様書」を遵守すること。

5 事業者決定までのスケジュール

令和5年6月2日（金）正午	入札、仕様書等に関する質問締切
令和5年6月5日（月）	入札、仕様書等に関する質問への回答
令和5年6月8日（木）午後5時	入札書の提出締切
令和5年6月9日（金）午前10時	開札の実施

※資格審査の方法は事後審査型。落札候補となった者のみ資格審査を行う。

6 参加条件

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店もしくは支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状

- 態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 人口規模が中核市以上の自治体で、直近3年間（令和2年度～令和4年度）において本入札業務と同様の業務を完了した実績があること。

7 入札について

- (1) 入札方法
郵便入札
- (2) 提出書類
- ① 入札書（久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領第10条関係第5号様式）
 - ② 入札金額内訳書（任意様式）
 - ③ 役員等調書及び照会承諾書（第2号様式）
- (3) 入札期限
令和5年6月8日（木）午後5時 必着
- (4) 提出先
14事務局に示す。
- (5) 郵送方法
- ① 封筒表面に「令和5年度久留米市価格高騰重点支援給付金コールセンター等業務委託入札書在中」と朱書きし、裏面に、差出人の住所、商号（名称）を記入すること。
 - ② 一般書留または簡易書留のいずれかで郵送すること。持参、電報、電子メール又はFAXによるものは認めない。
- (6) 入札金額
- ① 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。
 - ② 入札書に記載する金額は、年間の金額（総額）とする。

8 開札について

- (1) 開札日時
令和5年6月9日（金）午前10時
- (2) 開札場所
久留米市本庁舎 14階 事務局
- (3) 立会
入札者から立会人を選出する。ただし、立会い可能な入札者がいないときには、本入札事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。
- (4) 落札者の決定方法

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページで公表する。

(6) 契約締結日

落札した者は、令和5年6月14日（水）までに契約締結の手続きを行うこと。

9 入札参加資格確認申請

(1) 必要な書類

- ① 入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- ② 登記事項全部証明書
- ③ 次に掲げる、入札参加者の所在地別別の納税等証明書

所在地区分	税区分		納税等証明書
		税目	法人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）
市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明

※提出期限から遡って3か月以内に発行されたもの（写し可）

- ④ 参加資格に係る申立書（第3号様式）
- ⑤ 暴力団排除条例に基づく誓約書（第4号様式）
- ⑥ 使用印鑑届（第5号様式）

(2) 提出期限及び注意事項

令和5年6月13日（火）

- ① 「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかでの郵送または持参すること。
- ② 封筒の表面に「令和5年度久留米市価格高騰重点支援給付金コールセンター等業務委託入札参加資格確認申請書在中」と朱書きし、(5)の提出先に提出すること。

(3) 結果通知

入札参加資格確認の結果は、「入札参加資格確認通知書（第2号様式）」にて落札者へのみ通知を行う。

(4) 経費及び遵守すべき事項

- ① 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- ② 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- ③ 提出資料は、返却しない。
- ④ 提出資料は、公平性、透明性、客観性を期すため、個人情報保護に関する法律及び久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき公表することがある。
- ⑤ 提出資料作成のために本市から受領した資料等は、本市の了解なく公表又は使用す

ることはできない。

⑥ 提出資料の内容について、本市から問い合わせを行う場合がある。

(5) 提出先

1 4 事務局に示す。

1 0 入札保証金

久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第7条による。

1 1 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号）第105条に規定する有価証券又は市長が确实と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は減免する。

1 2 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札金額が予定価格を超えるとき
- (2) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- (3) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- (4) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- (5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- (6) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- (7) 法令又は入札に関する条件に違反したとき

1 3 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 入札参加資格確認申請書をはじめ、本入札に係る一切の書類の作成に当たっては、消せるボールペンを使用しないこと。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (7) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (8) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この

限りでない。

1 4 問い合わせ先（事務局）

久留米市住民税非課税世帯等給付金プロジェクト（担当：白倉）

住所：〒830-8520 久留米市城南町15番地3（市本庁舎14階）

電話：0942-30-9212

FAX：0942-30-9752

Eメール：tokukyuf@city.kurume.lg.jp